

	<p>① 金融の高度化、多様化により、金融関連分野と一般事業の境界が必ずしも明確に区分できなくなっているのではないか。</p> <p>② 利用者アクセスに優れる銀行グループが、既存業務とのシナジーを発揮しながら多様なサービスを提供することは、利用者利便の向上、銀行経営の効率化にも資するのではないか。</p> <p>③ 諸外国の制度との比較において、我が国銀行グループの国際的競争力確保の観点から、一層の柔軟化を図るべきではないか。</p> <p>④ 兄弟会社間は親子会社間に比べ相互に経営に与える影響がより少ない仕組みであることを踏まえれば、銀行の兄弟会社（銀行持株会社の子会社）の業務範囲規制は、銀行の子会社より緩和してもよいのではないか。</p> <p>⑤ 銀行の財務の健全性の確保はもとより、昨今の銀行を取り巻く状況に鑑み、利益相反の防止や優越的地位の濫用の懸念等の視点はこれまで以上に重視すべきではないか。</p> <p>⑥ 諸外国の銀行に比して、日本の銀行（グループ）の社会的な影響力、産業支配の懸念等が相対的に大きいと考えられることについて、十分留意すべきではないか。</p> <p>⑦ 銀行は決済機能を担っており、その公共的性格から預金保険制度が存在するなど、保険、証券等他の業態とは異なる面を有することも重視して然るべきではないか。</p>	<p>「米国における Financial Holding Company (FHC) 」 (P11)</p>
--	---	--

<p>2. 個々の業務</p> <p>(1) コモディティ</p> <p>(2) イスラム金融</p> <p>(3) 排出権取引</p>	<p>● 下記の状況にある個々の業務の取扱いをどのように考えるか。</p> <p>ー 商品取引は、他業禁止の典型として、その現物取引は銀行グループに認められておらず、商品デリバティブも差金決済取引に限定。</p> <p>ー 米国においては、金融持株会社（FHC）の認可を受けた銀行グループの銀行兄弟会社が、商品デリバティブの補完的業務との位置づけで、リスク管理上の一定の制約下、商品の現物取引を許容。</p> <p>ー イスラム金融は、利子を取ることが禁じられている中で、商品売買やリースの形式を用いることにより実質的には貸付けと同視しうる取引を実現するもの。</p> <p>ー 商品売買等を伴うものであり、現行の銀行法令では、基本的にこれらの業務はできない。</p> <p>ー 排出権は追加的に温室効果ガスを排出しうる権利として観念されるが、その法的な位置づけは、現状不明確。また、発展途上の分野でもあり、管理等に伴うリスクも必ずしも明らかでなく、現状、銀行本体による現物取引は認められていない。</p> <p>ー 最近では、排出権の取引インフラである国際取引ログがまもなく本格稼働する見込みであるなど、新たな動きも見られる。</p>	<p>「商品の取引と金融機関」(P13)</p> <p>「米国の FHC におけるコモディティの現物取引の承認事例」(P14)</p> <p>「イスラム金融」(P16)</p> <p>「京都議定書と京都メカニズム」(P19)</p> <p>「排出権の種類」(P20)</p> <p>「排出権の移転」(P21)</p> <p>「排出権の取引と金融機関」(P22)</p>
--	--	--

<p>(4) リース</p>	<ul style="list-style-type: none"> － 物品・物件の賃貸は他業と考えられるが、いわゆるファイナンス・リースは、経済的には設備投資資金の貸付けと同等であると解され、現状、銀行又は銀行持株会社の子会社には、ファイナンス・リースを主として営むリース業を行うことを許容。一方、オペレーティング・リースは、リース物件の残存価格リスクを負うこととなるため、これを全面的には認めていない。 － 中古物件の売買・メンテナンスについては、リース満了時の売却等、リース取引と一体と認められるものに限って認めている。一方、銀行系列外のリース会社には、これらの制限はない。 	<p>「リース業に係る業務範囲」(P24)</p>
<p>(5) マーチャント・バンキング (投資家への販売又は自己の資産運用のために一般事業会社の株式等を保有すること)</p>	<ul style="list-style-type: none"> － 銀行グループは、有価証券投資やデリバティブ取引を投資目的で行うことができる。他方、他業禁止の趣旨徹底と子会社業務範囲規制の潜脱回避の観点から、一般事業会社の議決権のある株式等への投資には、上限規制（銀行本体とその子会社の合算で5%以下、銀行持株会社グループで合算15%以下）が課されている。さらに、銀行保有株式制限法により、銀行が保有する株式等の総額は、連結Tier1を超えてはならないこととされている。 － 独占禁止法においても、銀行が国内の会社の議決権を5%を超えて取得・保有することが禁止されている。 － 銀行のベンチャーキャピタル子会社によるベンチャービジネス会社への出資については、上限規制の例外とされている。 	<p>「議決権保有制限」(P26) 「金融機関の株式保有制限についての日米欧比較」(P27)</p> <p>「銀行法以外の法律による株式保有制限」(P28)</p>

<p>(6) 投資助言・代理業</p>	<ul style="list-style-type: none"> － 米国の金融持株会社（FHC）の認可を受けた銀行グループでは、グループの証券子会社等を通じたマーチャント・バンキングを許容。 － 金融商品取引法においては、銀行等の登録金融機関は、金融商品に関する「投資助言・代理業」を営むことが認められたが、銀行法において、これらの業務は銀行本体の業務として位置付けられていない（子会社については可能）。 <p>※ 有価証券等の金融商品等の価値等に関する助言業務、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理・媒介</p>	
---------------------	--	--

<p>3. 利益相反取引と優越的地位の濫用の禁止</p>	<p>ー 銀行法には、いわゆるアームズ・レングス・ルール（特定関係者又はその顧客との間で銀行に不利益を与える行為の禁止）、優越的地位の濫用、抱き合わせ販売の禁止等の規定がある。</p> <p>● 利益相反取引、優越的地位の濫用といった弊害の防止をどのように行っていくべきか。個々の局面におけるきめ細かいルール設定を目指すべきか。銀行グループ自らの適切な問題把握・管理・対応体制の構築を前提に、それを行政がモニタリングする方向か。</p>	<p>「アームズ・レングス・ルール」(P30)</p> <p>「優越的地位の濫用の防止等」(P31)</p>
------------------------------	--	--

<p>4. クロスボーダー規制</p>	<ul style="list-style-type: none"> － 銀行法では、外国銀行が日本国内で銀行業を営むためには、免許を受けて、現地法人（以下「外資系邦銀」という）を設立するか、支店を設置するかのいずれかの方法をとることが必要。 － 在日支店については、銀行法は「外国銀行の在日支店を一の銀行と見なして、銀行法を適用する」旨規定。これは、取引の主体である外国銀行に対する監督・検査権の実効性を確保するための措置。 － 現行法上、「外国銀行の業務の媒介」を行うことは、銀行の業務として認められておらず、外国銀行の在日支店や外資系邦銀の国内支店は、日本国内の顧客に対し、母体である外国銀行の海外ブック取引の勧誘を行うことは認められていない。この点は、邦銀が海外に現地法人（外国銀行）を設立した場合も同様であり、邦銀の国内支店は、海外現地法人の海外拠点ブックの取引の勧誘を行うことは認められていない。一方、邦銀の国内支店は、銀行法の適用が及ぶ当該邦銀の海外支店ブックの取引の勧誘が認められている。 ● こうした状況は、国際的に事業展開する本邦企業への金融サービスや、我が国金融市場への外国銀行の参入、国内顧客の利便性を阻害しており、一定の対応が必要ではないか。 ● クロスボーダー取引を考える場合には、我が国当局の直接の監督権が及ばない外国銀行の位置付けと顧客保護、マネーロンダリング、脱税の防止といった観点に留意すべきではないか。 	<p>「クロスボーダー取引」 (P33)</p>
---------------------	---	------------------------------